

甲府市行政手続きガイド

妊娠・出産に関する 主な手続き

(令和7年4月1日現在)

㊦表示のあるものは中道支所（中道地区住民に限る）、
㊧表示のあるものは上九一色出張所（上九一色地区住民に限る）でも手続きができます。
※本庁舎等での手続きが必要になることもありますので、事前にお問い合わせください。
中道支所 ☎ 055-266-3111
上九一色出張所 ☎ 0555-88-2111

妊娠したら

(持ち物や注意事項)

妊娠の届出【予約制】 母子健康手帳の受領

妊娠の届出は予約制です。Web予約とWeb問診の回答をお願いします。
※原則として妊婦本人が届出をしてください。
※妊娠の届出に必要な持ち物は特にありません。
※詳しくは、甲府市ホームページをご覧ください。



「こども育み予約サイト」

健康支援センター2号館
1階（相生2-17-1）
母子保健課 母子保健係
☎ 237-8950

妊娠応援給付金の申請

◆給付金の振込先口座がわかるもの
妊娠の届出時に申請を行います。

健康支援センター2号館
1階（相生2-17-1）
母子保健課 母子保健係
☎ 237-8950

胎児の数の届出

※出産予定日の8週間前から
申請可能

◆胎児の数の届出書
◆給付金の振込先口座がわかるもの
(妊娠届出時に届出書をお渡しします。
※死産・流産・中絶の場合も対象となります。)

健康支援センター2号館
1階（相生2-17-1）
母子保健課 母子保健係
☎ 237-8950

国民年金保険料の 産前産後期間の 免除制度

申請母親が国民年金1号加入中である場合のみ、出産予定日の6か月前から申請可能

◆届出人の顔写真付の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等)
◆マイナンバー（個人番号）または基礎年金番号が確認できる書類
◆母子健康手帳（出産予定日がわかる書類）

本庁舎2階
市民課 国民年金係
☎ 237-5385

国民健康保険料の 産前産後期間の 免除制度

出産予定日の6か月前から
申請可能

◆母子健康手帳（出産予定日がわかる書類）

本庁舎2階
健康保険課 保険料係
☎ 237-5368

出産後

(持ち物や注意事項)

出生届

③④

出生日を含めて14日以内

- ◆出生届
- ◆母子健康手帳

本庁舎2階
市民課 戸籍係
☎ 237-5349

祝日・土曜・時間外は
本庁舎1階管理室
☎ 237-1161

出生に伴う 国民健康保険取得届

③④

国民健康保険加入世帯の
場合、出産から14日以内

- ◆届出人の顔写真付きの本人確認書
(マイナンバーカード、運転免許証等)

本庁舎2階
健康保険課 保険料係
☎ 237-5368

甲府市国民健康保険以外の健康保険の加入世帯は、勤務先、健保組合、協会けんぽなどにお問い合わせください。

出産育児一時金(国保) の申請

③④

【対象者】

- 国民健康保険被保険者で医療機関への直接支払制度を利用しない方
- 受取代理制度を利用する方
- 直接支払制度を利用した際に出産費用が出産育児一時金を下回り、その差額を申請する方

- ①国民健康保険被保険者証、資格確認書、マイナ保険証のいずれか(出産された方のもの)
- ②世帯主の印鑑(朱肉使用)
- ③母子健康手帳
- ④出産費用明細書(領収書)
- ⑤医療機関等との直接支払制度に関する合意書
- ⑥世帯主名義の振込先の控え

※受取代理申請の場合、④⑤は不要

本庁舎2階
健康保険課 給付係
☎ 237-5371

甲府市国民健康保険以外の健康保険の加入世帯は、勤務先、健保組合、協会けんぽなどにお問い合わせください。

出産後

(持ち物や注意事項)

甲府市
すこやか子育て
医療費助成金
受給資格取得申請

③④

- ◆印鑑（朱肉使用）
 - ◆保護者と児童の保険証情報が分かるもの（健康保険被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）
 - ◆保護者名義の通帳
- ※ケースにより、その他の書類が必要になる場合があります。

本庁舎3階
子育て支援課
子育て支援係
☎ 237-5674

児童手当新規認定請求

③④

出生日の翌日から15日以内

- ◆請求者（父母のうちで所得が多い方）の保険証情報が分かるもの（健康保険被保険者証、資格確認書等）
 - ◆請求者（父母のうちで所得が多い方）名義の通帳
 - ◆請求者、配偶者のマイナンバーがわかるもの
- ※ケースにより、その他の書類が必要になる場合があります。

本庁舎3階
子育て支援課
子育て支援係
☎ 237-5674

児童手当額改定請求

③④

出生日の翌日から15日以内

- ◆受給者の保険証情報が分かるもの（健康保険被保険者証、資格確認書等）
- ※ケースにより、その他の書類が必要になる場合があります。

本庁舎3階
子育て支援課
子育て支援係
☎ 237-5674

助産手当申請

③④

※出産した方が本市に1年以上居住しており、世帯全員の市県民税が非課税または均等割のみの課税の世帯に支給します。詳しくはお問い合わせください。

出産後3か月以内に申請

- ◆印鑑（朱肉使用）
- ◆母子健康手帳
- ◆出産した方の名義の通帳

本庁舎3階
子育て支援課
子育て支援係
☎ 237-5674

市営住宅の手続き

- ◆印鑑（朱肉使用）
 - ◆子であることを証する書類（戸籍、母子手帳など）
- ※事前にお問い合わせください

本庁舎8階
住宅課 住宅係
☎ 237-5812